

## 避難行動要支援者対策事業について

### 1 事業の目的

災害時の逃げ遅れゼロを目指し、米子市地域防災計画の定めるところにより、要介護者など、災害時において自ら避難することが困難な方(以下「避難行動要支援者(※1)」という。)が、必要な支援を受けられるようにするための制度を整備することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的としています。

### 2 事業の背景

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法が改正されたことにより、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者(※2)への提供が義務化されました。

また、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとの個別避難計画(※3)の作成が努力義務化されたことを受け、改めて個別避難計画の作成を促進することとしました。

### 3 事業の概要

市が避難行動要支援者の名簿を作成、保管し、定期的に更新します。

また、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成を行います。

これらの避難行動要支援者名簿情報や個別避難計画情報を、避難支援等関係者に避難支援等の実施に必要な限度で情報提供し、災害時に支援を行える体制づくりを地域ごとに進めます。土砂災害など、災害リスクの高い地域から優先的に実施し、可及的速やかに支援体制の構築を図っていきます。

### 4 事業の課題

避難行動要支援者名簿情報や個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供するときは、条例で特別な定めがある場合を除き、避難行動要支援者本人の同意確認が必要となるため、情報が限定的になり、実効性のある避難対策が十分にできていないことや災害時の安否確認が迅速に行えないこと等がありました。

### 5 条例制定の目的

この条例は、実効性のある避難対策を計画するため、また、災害時の安否確認が迅速に行うことができるようにするために、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報を本人同意を不要とし提供することについて必要な事項を定め、災害時において避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護することを目的して制定するものです。

## ※1 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者は、次に掲げるものをいいます。

- ①介護保険法に規定する要介護認定において要介護3、4及び5の認定を受けている者
- ②身体障害者手帳1級又は2級を所持する者のうち、障害支援区分4以上の者
- ③身体障害者手帳1級又は2級を所持する児童
- ④療育手帳(A判定)を所持する者及び児童
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者及び児童
- ⑥前各号に掲げる者のほか災害時において支援が必要な者

## ※2 避難支援等関係者とは

避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、平常時の避難対策や訓練を行うことや、災害時の避難支援や安否確認、避難所等での生活支援の実施に携わる関係者です。主に、消防、警察、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員、地区社会協議会、居宅介護事業所、相談支援事業所等をいいます。

また、避難支援等関係者(行政機関を除く)は、地域の実情に応じてを地域ごとに決めていきます。

## ※3 個別避難計画とは

この計画は、ケアマネジャーや相談支援専門員といった福祉専門職の協力のもと、災害時の避難場所や避難ルート、避難時の支援者などを地域住民らと話し合い、作成する計画書です。